

(案)

南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン

愛知県南知多町

南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン（案）

（目的）

第1条 このガイドラインは、南知多町における太陽光発電設備の設置及び運用に関し、関係法令及び資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（以下、「関係法令等」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、その適正な実施を誘導することにより、南知多町の豊かな自然環境や美しい景観の保全と、太陽光発電設備との調和を図るとともに、設置区域及びその周辺における事故、公害及び災害等（以下「事故等」という。）を未然に防止し、町民の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

なお、本ガイドラインは、今後の社会情勢や環境の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

（定義）

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）第2条第4項第1号に規定する再生可能エネルギー源の一つである太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（柵その他附帯設備を含む。）をいう。
- （2）設置事業 発電設備を設置する事業行為（土地の権利取得、伐採、造成、工事等発電設備の設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
- （3）事業者 設置事業を実施し、又は発電設備を管理する者をいう。
- （4）発電事業 設置事業完了後に、事業者が行う発電に係る事業（発電設備の運用、維持管理、撤去処理に係る事業の全てを含む。）をいう。
- （5）設置区域 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- （6）小規模発電設備 発電設備のうち、発電出力が50kW未満の設備をいう。
- （7）大規模発電設備 発電設備のうち、発電出力が50kW以上の設備をいう。
- （8）近隣関係者 次に掲げる者をいう。

ア 設置区域に隣接する土地（設置区域に接する土地が、道路又は水路など公共用地である場合は、当該公共用地と設置区域の反対側において接する土地を、

設置区域と設置区域に隣接する土地が、同一所有者である場合は、設置区域に隣接する土地に接する土地を含む。以下「隣接地」という。)の所有者及び用益権(地上権、永小作権、地役権、賃借権又は採石権をいう。)を有する者

イ 隣接地の住居の所有者及び居住者、又は店舗、工場等の所有者及び職務従事者

ウ 発電設備からの反射光等の影響を受けるおそれのある住居の所有者及び居住者、又は店舗、工場等の所有者及び職務従事者

(適用範囲)

第3条 このガイドラインは、南知多町内において、特別措置法第9条第1項に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請を行う設置事業及び発電事業に適用する。ただし、発電出力が10kW未満であって、自家消費を主な目的とするものを除く。

(設置事業及び発電事業に当たって遵守すべき事項)

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守するほか、設置区域及び周辺地域において、事故等の防止に努めること。
- (2) 雨水等による土砂の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 設置区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
- (4) テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (5) 発電設備の設置等によって、動植物等に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (6) 発電設備の配置、デザイン及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (7) 発電設備からの騒音、振動及び反射光が生活環境及び周辺環境を害することのないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (8) 発電設備及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民及び動植物等への影響を及ぼさないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(9) 発電設備の設置等に当たって、設置等の影響から文化財等を保護するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(10) 事業者は、太陽光発電設備の外部から見えやすい場所に、事業計画における以下の項目について記載した標識を掲示すること。いずれの項目についても必ず記載し、事業計画の記載内容と一致するように記載すること。

<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー発電設備の区分 「太陽光発電設備」と記載。・設備名称・設備ID・設備所在地・発電出力・再生可能エネルギー発電事業者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※））、住所・保守点検責任者名（法人の場合は名称及び代表者氏名（※）） （※）法人の場合の代表者氏名については任意。・連絡先 設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先（電話番号）を記載すること。・運転開始年月日 運転開始前においては、「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日（予定）」と記載すること。運転開始予定日に変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月日を「（西暦）〇〇〇〇年〇月〇日」と記載すること。

標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示すること。風雨により劣化・風化し文字が消えることがないように適切な材料を使用することとし、発電設備の外部から見えやすい位置に取り付けること。また、強風等で標識が外れることがないように設置すること。標識の大きさは縦25cm以上×横35cm以上とする。

標識の掲示は、特別措置法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこと。

設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵等を設置すること。柵等については、第三者が容易に取り除くことができ

ないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

(11) 設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生した場合には、自己の責任において誠意をもって解決し、再発防止のための必要な措置を講ずること。

(12) 全ての近隣関係者（大規模発電設備に当たっては、これに加えて行政区）に事業の内容等について十分な説明を行い、理解を得るように努めること。また、その他の住民から説明等を求められた場合には、誠意をもって対応すること。なお、説明終了後は、事業説明結果報告書（参考様式）を作成のうえ、町長へ提出するものとする。

(13) 発電設備を廃止した場合は、速やかに自己の責任において、撤去等適正に処理すること。

（設置の自粛を求めることのできる区域）

第5条 町長は、次に掲げる設置区域については、事業者に対して設置の自粛を求めることができる。

(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条の規定に基づき指定された三河湾
 国定公園のうち、同法第20条の規定に基づき指定された特別地域及び同法第2
 1条の規定に基づき指定された特別保護地区

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に基づき定め
 る第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二
 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

（設置事業の届出）

第6条 小規模発電設備の設置事業を行う事業者は、設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電設備設置届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 位置図（縮尺1/30,000～1/2,500）

(2) 発電設備設計図

(3) 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合に限る。）

(4) 土地利用計画図（縮尺1/1,000以上）

(5) 公図の写し（地番、所有者を記入すること。）（縮尺1/600）

- (6) 近隣関係者への事業説明結果報告書
- (7) 発電設備の設置確認表
- (8) その他町長が必要と認めるもの

2 大規模発電設備の設置事業を行う事業者は、設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電設備設置届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 位置図（縮尺1/30,000～1/2,500）
- (2) 発電設備設計図
- (3) 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合に限る。）
- (4) 公図の写し（地番、所有者を記入すること。）（縮尺1/600）
- (5) 土地利用計画平面図（縮尺1/1,000～1/500）
- (6) 土地利用計画縦断図（設置区域が1,000m²以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/200～1/100）
- (7) 土地利用計画横断図（設置区域が1,000m²以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/200～1/100）
- (8) 排水計画平面図（設置区域が1,000m²以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/1,000～1/500）
- (9) 排水構造図（設置区域が1,000m²以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形態変更を伴う場合に限る。）
- (10) 近隣関係者及び行政区への事業説明結果報告書
- (11) 発電設備の設置確認表
- (12) その他町長が必要と認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、平成 年 月 日から同月 日までの間に設置事業に着手する事業者は、速やかに届出書等を提出すること。

4 設置事業が完了したときには、速やかに太陽光発電設備設置事業完了報告書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

（その他の届出）

第7条 事業者は、前条の規定に基づき届出をした内容に変更が生じた場合、太陽光発電設備設置変更届出書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

2 事業者は、事業を廃止する場合、太陽光発電設備廃止届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（指導及び助言）

第8条 町長は、このガイドラインの目的を達成するため、必要と認めるときは、指導事項等通知書（様式第5号）により事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（町の事務分担）

第9条 このガイドラインに基づく事務は、厚生部環境課が担当する。ただし、前条に規定する事務は、関係課が担当する。

（その他）

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成 年 月 日から施行する。なお、本ガイドラインは、施行の日以後に設置事業を行う発電施設に適用するが、既に設置事業又は発電事業を行っている事業者等においても、本ガイドラインの目的に沿うよう努力すること。

南知多町長 様

届出者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電設備設置届出書

南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインに基づき、以下の関係書類を添えて届け出ます。

1	設置場所	所在地	南知多町大字
		用途地域	
2	事業規模	発電出力	kW
		設置区域の面積	m ²
3	施工予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
4	発電予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
5	設置事業者	事業者	
		担当部署及び担当者	
		電話番号	
6	発電事業者	事業者	
		担当部署及び担当者	
		電話番号	
7	土地所有者	住所	
		氏名	

備考

- 1 小規模発電設備（出力が 50 k W未満の設備）の設置事業を行う事業者は、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 位置図（縮尺1/30,000～1/2,500）
 - (2) 発電設備設計図
 - (3) 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合に限る。）
 - (4) 土地利用計画図（縮尺 1 /1,000 以上）
 - (5) 公図の写し（地番、所有者を記入すること。）（縮尺1/600）
 - (6) 近隣関係者への事業説明結果報告書
 - (7) 発電設備の設置確認表
 - (8) その他町長が必要と認めるもの
- 2 大規模発電設備（出力が50 k W以上の設備）の設置事業を行う事業者は、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 位置図（縮尺1/30,000～1/2,500）
 - (2) 発電設備設計図
 - (3) 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合に限る。）
 - (4) 公図の写し（地番、所有者を記入すること。）（縮尺1/600）
 - (5) 土地利用計画平面図（縮尺1/1,000～1/500）
 - (6) 土地利用計画縦断図（設置区域が1,000m²以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/200～1/100）
 - (7) 土地利用計画横断図（設置区域が1,000m²以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/200～1/100）
 - (8) 排水計画平面図（設置区域が1,000m²以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/1,000～1/500）
 - (9) 排水構造図（設置区域が1,000m²以上で、樹木の伐採、切土、盛土、水面の埋立て、その他土地の形態変更を伴う場合に限る。）
 - (10) 近隣関係者及び行政区への事業説明結果報告書
 - (11) 発電設備の設置確認表
 - (12) その他町長が必要と認めるもの

南知多町長 様

届出者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

連絡先

太陽光発電設備設置事業完了報告書

年 月 日付で届出をいたしました太陽光発電設備の設置事業が完了しましたので、報告します。

1	設置場所	南知多町大字
2	設置事業完了日	年 月 日

南知多町長 様

届出者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電設備設置変更届出書

1	設置場所	南知多町大字	
2	変更理由		
3	変更内容	変更前	変更後
4	添付書類 (変更に係る書類)		

注) 添付書類は、変更後の事業内容が分かるものとする。

南知多町長 様

届出者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電設備廃止届出書

1	設置場所	南知多町大字
2	廃止年月日	年 月 日
3	廃止理由	
4	発電設備撤去完了日	年 月 日 (撤去が完了していない場合は、その予定日を記入すること。)

様

南知多町長

印

指導事項等通知書

1	設置場所	南知多町大字
2	指導等の内容	
3	添付書類	

注) 添付書類は、指導等の内容が分かるものとする。

南知多町長 様

届出者
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

処理状況報告書

1	設置場所	南知多町大字
2	指導された日	年 月 日
3	指導内容	
4	処理が完了した日	年 月 日
5	処理内容	
4	添付書類	

注) 添付書類は、処理内容が分かるものとする。

太陽光発電設備の設置確認表

届出者	氏名	電話番号
設置場所	南知多町大字	字
地目		
面積		
土地所有者	氏名	
発電出力	k W	
土地の形態変更の有無	樹木の伐採・切土・盛土・土砂の搬入・水面の埋立て その他（ ）	

ガイドラインに関する確認事項

所管部署	設置の自粛を求める区域	確認欄	備考
1 産業振興課 (2階)	三河湾国定公園の特別地域、特別保護地区	内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/>	
2 建設課 (2階)	第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/>	

主な関係法令等に関する確認事項

所管部署	法令	確認欄	備考
1 環境課 (1階)	町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	騒音規制法・振動規制法・県民の生活環境の保全等に関する条例	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
2 建設課 (2階)	河川法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	港湾法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	漁港漁場整備法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	海岸法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	砂防法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	地すべり等防止法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	土砂災害防止法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

※裏面へ続く

主な関係法令等に関する確認事項

所管部署		法 令	確認欄	備 考
2	建設課 (2階)	都市計画法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		建築基準法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
3	産業振興課 (2階)	農業振興地域の整備に関する法律	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		農地法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		森林法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		自然公園法 三河湾国定公園 特別保護地区	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		” 第1種特別地域	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		” 第2種特別地域	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		” 第2種特別地域 (特例地域)	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		” 第3種特別地域	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		” 普通地域	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		愛知県立自然公園条例 南知多県立自然公園 普通地域	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
4	企画課 (3階)	国土利用計画法	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		公有地の拡大の推進に関する法律	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		愛知県土地開発行為に関する指導要綱	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
5	社会教育課 (総合体育館内)	文化財保護法 埋蔵文化財包蔵地、指定文化財、史跡、名勝、 天然記念物、登録文化財	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		愛知県文化財保護条例 指定文化財	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		南知多町文化財保護条例 指定文化財	該当 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

※上記以外にも法令の規制等がかかる場合があります。

(参考様式)

事業説明結果報告書

年 月 日

南知多町長 様

届出者

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン第4条第1項第12号の規定により、近隣関係者等に次のとおり説明しましたので、報告します。

1 説明会

第1回	開催日時		場所	
	出席者数			
第2回	開催日時		場所	
	出席者数			
第3回	開催日時		場所	
	出席者数			

2 説明内容

別紙資料のとおり。

3 説明に対する意見・要望

--

4 意見・要望に対する回答

--

5 説明会担当者

氏名
電話番号

(参考様式)

事業説明結果報告書

	土地又は建物の住所・用途	所有・居住等の区別 (※)	住所・氏名	説明方法	説明年月日	説明に対する意見・要望	意見・要望に対する回答
例	南知多町大字 豊浜字貝ヶ坪 18番地	土地所有者 建物所有者	南知多町大字豊浜字貝 ヶ坪18番地	訪問	平成30年8月10日	・工事中の振動、騒音がおき ないようにしてほしい。 ・反射光の影響がないように してほしい。	・低騒音、低振動の機械を使用 し、規制基準を遵守します。 ・パネルの角度を調整します。
				投函	平成30年8月13日		
	その他 ()	年 月 日					
		年 月 日					
宅地	建物居住者	南知多 太郎			年 月 日		
					年 月 日		
1				訪問	年 月 日		
				投函	年 月 日		
	その他 ()	年 月 日					
		年 月 日					
2				訪問	年 月 日		
				投函	年 月 日		
	その他 ()	年 月 日					
		年 月 日					
3				訪問	年 月 日		
				投函	年 月 日		
	その他 ()	年 月 日					
		年 月 日					

(※) 土地所有者、建物所有者、建物居住者、職務従事者の中から該当するものを記入すること。

南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン

愛知県知多郡南知多町厚生部環境課

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

TEL : 0569-65-0711 FAX0569-65-0694

E-mail : kankyo@town.minamichita.lg.jp